

ひとり親家庭の方の養育費 取り決め費用を補助します



新潟県内の町村部にお住まいのひとり親家庭の方で、養育費の取り決めのために費用を負担した場合は、「養育費確保支援事業」を利用できます。

養育費確保支援事業

養育費の取り決めのために弁護士等へ相談を行った費用や、公正証書原案の作成を依頼した費用、公正証書作成時の公証役場への立ち会い依頼費用などについて、かかった費用の1/2を補助します。（補助額の上限：75,000円）

【対象者】

新潟県内の町村に居住し、申請時にひとり親であり、以下の要件を満たす者

- ① 養育費の取り決めにかかる費用を負担した者
- ② 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ③ 過去に本補助金の交付を受けていない者



【補助対象】

- ① 養育費の取り決めのため弁護士、行政書士又は養育費の取り決め等に関して専門的な知識を持つ知事の認める者（以下「弁護士等」という）への相談費用
- ② 公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した際の費用
- ③ 公正証書作成時における公証役場への立ち会いを弁護士等に代理人として依頼した際の費用
- ④ 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ⑤ 家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代
- ⑥ 弁護士会及び認証ADR事業者が実施するADRの申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用
- ⑦ その他知事が認めるもの

【補助金額】

補助対象の支払った経費の合計額の1/2（上限75,000円）を補助

※ 申請は、補助対象の経費を支払った日の翌日から6か月以内にする必要があります。

【申請に必要なもの】

- ① 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し
※ 児童扶養手当の受給資格がある場合は、児童扶養手当証書の写し
- ② 補助対象となるものの領収書等の写し
- ③ 養育費の取決め状況に応じて以下のいずれか一方
 - ・養育費の取決めが完了している方 ⇒ 養育費の取決めを交わした文書の写し（公正証書、調停調書、審判書等の債務名義化したもの）
 - ・養育費の取決めが完了していない方 ⇒ 養育費の債務名義化ができなかったことの原因書

*債務名義とは？

公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決等のことです。

お問い合わせ先

制度全般・申請書類の請求など

新潟県庁こども家庭課家庭福祉係
〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1

☎ 025-280-5216

申請書提出先

【関川村、粟島浦村、聖籠町の方】

新発田地域振興局健康福祉環境部地域福祉課
〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2

☎ 0254-26-9127

【阿賀町の方】

新潟地域振興局健康福祉部総務福祉課
〒956-0032 新潟市秋葉区南町 9-33

☎ 0250-22-5173

【田上町、弥彦村の方】

三条地域振興局健康福祉環境部地域福祉課
〒955-0046 三条市興野 1-13-45

☎ 0256-36-2232

【出雲崎町、刈羽村の方】

長岡地域振興局健康福祉環境部地域福祉課
〒940-0857 長岡市沖田 3-2711-1

☎ 0258-33-4937

【湯沢町、津南町の方】

南魚沼地域振興局健康福祉環境部地域福祉課
〒949-6680 南魚沼市六日町 620-2

☎ 025-772-8138



県のホームページはこちら！

対象経費や申請書提出先等の情報を掲載している
ほか、申請書等の様式のダウンロードができます。
そのほか、養育費についての説明や関連リンク
なども掲載しています。



養育費相談窓口

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

- ◎ 養育費取得のための取り決め等に関する相談や情報提供を**無料**で行っています。
(来所相談は事前に予約が必要です。養育費の受け取りを希望される方の相談窓口です。)
時間：平日 9:30～16:30
住所：〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニソンプラザ 3F
電話：025-281-5587
Mail：info@niigatakenboren.jp
- ◎ 弁護士による養育費等の**無料法律相談**も受けています。(来所または電話による相談)
毎月第2、4木曜日 17:00～19:00 (相談時間は 30 分です。事前の予約が必要です。)

ホームページはこちら！

相談方法の紹介のほか、養育費のQ&A
などを掲載しています。

